

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年11月13日開催 全国地方銀行協会／

令和6年11月14日開催 第二地方銀行協会]

1. 持続可能性の確立に向けた対話について

- 2024年8月に公表した「金融行政方針」にもあるとおり、2024事務年度の地域金融機関の監督・モニタリングの最重点課題は、①金利上昇等を踏まえたリスク管理、②実効的な事業者支援（ツールの1つとして担保法制の活用に向けた検討も含む）、③将来的な人口動態等を踏まえた持続可能性の3つ。3点目の金融機関のビジネスモデルの持続可能性に関して、今後、個別の金融機関との間の対話を実施していく。
- 地域の人口動態は一定程度所与とせざるをえず、銀行業務を適切に運営していくにあたってサイバーその他のリスクへの対応の目線とコストもあがっている中で、どのように経営を安定させていくかは非常に重要な課題である。
- 金融機関ごとに置かれている環境は相当異なる。当局のリソースの制約もあるので、すべての金融機関と行うことはできないが、今後、個別にお声がけし、金融仲介機能を発揮しつつ、同時に持続可能なビジネスモデルを確保する方策について対話を行っていくのでご協力いただきたい。

2. 地域金融機関によるM&A支援について

- 2024年9月に開催された意見交換会においてご説明した金融機関におけるM&A支援の促進等に関する監督指針の改正について、パブリックコメントを経て、2024年10月1日から適用を開始している。
- 各地域金融機関には、今回の改正内容も踏まえ、M&A支援を含む最適なソリューションの提案を行うなど、積極的に取り組んでいただきたい。
- 金融庁としても、各地域金融機関の取組を後押しすべく、ヒアリングを通じて、積極的な取組事例を把握し、参考として情報提供させていただくほか、支援を行う上で障害となっている事項や懸念されている事項を確認し、特定された課題の解決に向けた対応を検討する方針

である。

3. 令和6年11月8日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年11月8日からの大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、鹿児島県に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

4. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 各地域金融機関においては、日頃より「REVI Career（レビキャリア）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。
- レビキャリアの実績については、2024年10月末時点（速報値）において、大企業人材の登録者数が累計3,579人、求人件数は累計2,906件、マッチング件数については、累計125件となっている。
- 最近では取引先企業の人材に関する多様なニーズに応えるべく、地域金融機関において人材紹介業務の人員強化が図られており、両手型で取組んでいる金融機関も増えてきていると承知している。
- 地方の経営人材不足の問題を解消するためにもこのような動きがさらに広まることを期待しており、レビキャリアがその助けとなれば幸い。

5. 地域銀行における金融仲介機能の継続的発揮に資するリスク管理上の論点について

- 地方創生・地域活性化の観点から、地域銀行が金融仲介機能を一層発揮するには、強固なガバナンス態勢を構築し健全なリスクカルチャーを醸成するとともに、ストレス時においても財務の健全性と業務の適切性を維持することが必要。そのためには、各行が平時からストレス時の対応方針を明確に定めていることが重要。

- 金融庁は、2024 事務年度の金融行政方針においてストレス時の対応を含めたリスク管理態勢等を確認し、必要な改善を促すとしたとおり、主に地域の金融システム上、重要な役割を果たしている地域銀行を念頭に、金融仲介機能の継続的発揮に資するリスク管理態勢をモニタリングする方針。その際の予見可能性を高めるため、モニタリング上の主な論点を提示。
- まず、ストレス時の対応力に関する論点として、例えば、①自行にとって重要なリスクの適切な把握と、新たな変化への対応、②経営戦略・業務計画へのストレス時対応力の検証結果の反映、③ストレス事象が起こった時のアクションプランの検討、④経営陣主導による組織全体での PDCA サイクルの整備状況。
- また、ストレス時対応力の強化のためのツールの1つであるストレステストの論点として、①実施体制の整備状況、②シナリオの適切性、③結果の評価や活用の十分性、などを提示。
- なお、金融庁は、今回提示した論点をチェックリストとして活用するものでも、画一的な対応を求めるものでもなく、あくまで地域銀行の規模・特性に応じてモニタリングを実施する方針。モニタリング結果は、モニタリング対象外の地域銀行を含め、各行がリスク管理態勢を高度化する際の参考として、把握した事例を含めて公表する予定。
- 金融庁は、今後もこうした横断的なモニタリングや情報発信を通じて、地域銀行のリスク管理の高度化を促す方針。地域銀行においては、営業地域で質の高い金融仲介機能を持続的に発揮して取引先地域企業の価値と競争力を高めることにより、地方創生・地域活性化に貢献するよう期待。

(参考) 地域銀行における金融仲介機能の継続的発揮に資するリスク管理上の論点

1. 金融仲介機能の継続的発揮に資するリスク管理上の取組み

(1) リスク認識と新たな変化への対応

金融・経済環境の変化およびそれらの予兆を的確に捉え、自行の戦略・リスク特性に照らした重要性の高いリスクを経営レベルで認識する継続的な取り組みの状況について議論する。

- ✓ 変化を捕捉する枠組みおよび新たな変化の影響に関する先行的な議論^[1]の状況
- ✓ 経営環境の変化(あるいは更なる変化の可能性)を踏まえたストレス時対応力の機動的な検証^[2]および経営判断への活用の状況

(2) 経営戦略・業務計画とリスク管理枠組み

経営戦略・業務計画の策定におけるストレス時対応力の検証結果の反映状況や、効果的なリスク管理枠組みを構築するための経営レベルでの検討状況について議論する。

(3) アクションプランの検討

ストレス状況下においても地域経済に求められる金融仲介機能を継続的に発揮するために、地域経済への影響を踏まえ、必要なアクションプランの策定および実効性の確保状況やその過程における経営陣の関与状況について議論する。

(4) 組織全体における PDCA サイクル

ストレス時対応力を経営陣主導によりグループ目線で検証する組織体制と顧客等を含めた利害関係者への波及影響を踏まえた各部門の役割発揮の状況について議論する。

- ✓ 業務執行部門における経営課題の認識と顧客影響を踏まえたアクションプランの策定の状況
- ✓ リスク管理部門におけるグループ目線でのストレス時対応力の定性的・定量的な検証の状況、および変化を捕捉する枠組みの着実な運営状況と機動的な検証の柔軟な起動態勢
- ✓ 内部監査部門による独立検証を含めた、ストレス時対応力を検証する体制・プロセスの経営レベルでの見直し状況

2. 適切なストレステスト

ストレス時対応力の強化に向けた経営・リスク管理上の意思決定においては、定量的な検証を実施することが有効であり、そうした検証の1つのツールとして行内で実施するストレステスト^[3]が挙げられる。ストレステストにおける以下の点について議論するに当たっては、各々の地域銀行を取り巻く経営環境のほか、規模・特性・課題・経営資源の制約には個別の違いがあることを十分に踏まえる。

(1) ストレステスト実施体制の整備

- (ア) 経営管理上におけるストレステストの目的・位置づけ、および実施要領の規程文書化
- (イ) リスク分析対象、グループ内カバレッジ範囲、評価軸（経営管理指標）・評価水準等の設定
- (ウ) 組織の役割、実施頻度・実施時期、および実施内容の報告体制
- (エ) 事業モデルの発展・複雑化に応じたデータ・IT インフラの整備と計測手法の更新、およびそれらを運用するための人的リソース

(2) シナリオの策定

- (ア) 自行にとって重要性の高いリスクの認識に基づく複数シナリオの設定
- (イ) 検証目的・シナリオに整合的な変数等前提条件・時間軸の設定
- (ウ) 外部環境や自行リスク特性の変化時の見直しを含む、シナリオや変数等前提条件の

組織全体での議論と経営レベルでの検証

(3) ストレストテスト結果の評価等

経営陣主導によるストレストテスト結果の評価とストレス時対応力の強化への活用の状況

- [1] 例えば、リスク事象の自行への影響の波及経路の検討、リスク事象の蓋然性と影響度にかかるリスクマップの策定や、これに基づくトップリスクの特定・認識の議論が挙げられる。
- [2] 例えば、金利上昇により、借入依存度の高い企業・業種において業績が悪化し自行の信用コスト増加につながる、あるいは預金流出する等の顧客行動を含め、中計・業務計画の資本・収益への影響をシミュレーションすること等が挙げられる。
- [3] 主に、経営判断に資するストレストテストを指し、自己資本充実度評価(ICAAP)目的のストレストテストに加えて、業務計画・中期計画目的のストレストテスト、および経済・金融環境等の変化に応じて機動的に実施するストレストテスト等を含む。信用・市場・流動性等の個別のリスクカテゴリーを対象とするものに留まらず、リスクカテゴリー横断で統合的なリスクを対象として実施するものも想定される。

6. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。
- こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※（以下「本検討会」）を2024年7月から10月にかけて全3回開催した。
 - ※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、FISC、日銀金融機構局、NISC が参加。
- 耐量子計算機暗号（PQC）への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会では、預金取扱金融機関の各業態の代表者の参加を得て議論を行っていただいた。経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにすることを目的として、本検

討会の議論を踏まえた成果物（報告書）を2024年11月中に公表予定であり、ぜひ一読いただきたい。

（金融庁ウェブサイト）<https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

7. 口座不正利用対策に係る要請文のフォローアップ実施及びフォーラム開催について

- 特殊詐欺をはじめとする金融犯罪については、各金融機関において対応を強化いただいているものの、犯罪の手口もより巧妙化・多様化している。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月に法人口座を含む預貯金口座の不正利用等対策の強化について要請文を発出した。
- 本件に関する説明会等で既にお伝えしているとおり、金融庁では、本要請を受けた各金融機関の対応状況のフォローアップとして、2025年1月以降、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出予定。
- 今般の要請では、直ちに対策を講じることが困難な場合には、計画的に対応いただくことをお願いしており、必ずしもアンケート発出時点で対策がすべて完了していることを求めているが、具体的な検討状況や今後の対応計画を含め確認する。
- もっとも、本件に係る対策が金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきであることは繰り返しお伝えしていることから、検討未着手あるいは対応不要と判断した対策については、「なぜ対策を講じる必要がないのか」もあわせてご回答いただく予定。
- また、本要請にも記載の通り、金融犯罪対策に関する事例や取組の共有など、近隣金融機関間での連携は更に重要性を増している。
- 金融庁としても、金融機関間のノウハウ・取組の共有を促進すべく、財務局と連携し、各地域において、「口座不正利用対策」をテーマとした業態横断のマネロンフォーラムを順次開催していく予定。
- 各金融機関においては、近隣金融機関間での積極的な情報共有を通じて、地域全体でより一層の金融犯罪対策の強化につなげていただきたい。

8. NISA 推進戦略協議会（第2回）について

- 2024年8月上旬に株式市場の相場急変が起こったことを受け、
 - ・ 個人投資家の動向に係る分析結果
 - ・ 相場急変時における各業界（各金融機関）等の対応事例・課題
 - ・ 金融経済教育の推進に向けた取組み

について、情報共有・意見交換等を行うべく、2024年10月29日にNISA推進戦略協議会（第2回）を開催した。協議会においては、業界から、日頃の取組みも含め、対応事例の紹介があった。

- 金融庁からは、NISA推進戦略協議会のメンバーに対し、
 - ・ 販売機関、商品を組成する金融機関等における、日頃からのものも含めた、顧客への対応等のための態勢整備
 - ・ 相場急変時等における実態把握（NISA口座を通じた金融商品の売買状況、顧客からの問合せ・苦情状況等）の官民の連携による体制整備への協力
 - ・ J-FLEC等の業務も活用しつつ、顧客（NISA口座保有者）との接点を最大限に利用した、日頃からの金融経済教育の提供等の実施の3点を要請した。

- 引き続き、各金融機関にもご協力をお願いしたい。

9. 10月G20及びG7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024年10月23日から24日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・ まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBFII）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB等の作業が支持された。NBFIIにおけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る

FSB の政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。

- ・ クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
 - ・ 暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関する G20 ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会 (FATF) 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインや P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
 - ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021 年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024 年の「G20 サステブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。
- また、2024 年 10 月 25 日に G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、
- ・ サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるための G7 サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、2024 年 4 月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。
- 2024 年 12 月から南アフリカが G20 議長国を、2025 年 1 月からカナダが G7 議長国を務める予定。引き続き、各金融機関のご意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

(以 上)